

## 熊本県発達障がい者支援センター事業実施要綱

### 1 目的

熊本県発達障がい者支援センター（以下「センター」という。）は、自閉症等の特異な発達障がいを有する障がい児（者）（以下「発達障がい児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

(1) 実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

ただし、県はセンターの行う事業について、社会福祉法人等に委託するものとする。

(2) 社会福祉法人等は、委託業務を他の者に委託し又は請け負わないものとする。

ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

### 3 センターを設置する場所等

センターは、支援対象地域における発達障がい児（者）及びその家族のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮しながら効果的な支援が行える場所に設置し、夜間及び緊急時への対応並びに一時的な保護等の体制が確保できるよう、障害児入所施設、障害者支援施設、その他県が適当と認める施設（以下「障害児入所施設等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

### 4 センターの利用対象者

センターが行う事業の利用対象者は、熊本市の区域を除く県内の自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がいその他心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障害を有する障がい児（者）及びその家族又は、これらの障がいの疑いのある児（者）及びその家族とする。

### 5 事業の内容

センターにおいては、熊本市の区域を除く県内の発達障がい児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。

(1) 発達障がい児（者）及びその家族等に対する相談支援

ア 発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。

イ 発達障がい児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障がい児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

(2) 発達障がい児（者）及びその家族等に対する発達支援

ア 発達障がい児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障がい児（者）の発達に関する指導又は助言並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障がい児（者）の心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所、医療機関等と連携を図るものとする。

- イ 障害児入所施設、障害者支援施設、保育所等を利用している発達障がい児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。
- ウ 夜間及び緊急時への対応並びに一時的な保護等の体制が確保できるよう、障害児入所施設等との緊密な連携を図るものとする。

(3) 発達障がい児（者）に対する就労支援

就労を希望する発達障がい児（者）等に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。

(4) 関係施設、関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ア 発達障がいの特性、対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、障害者支援施設等の関係施設及び児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）、児童発達支援センター及び児童発達支援事業を行う事業所、地域療育センター、障害児入所施設（以下「児童発達支援センター等」という。）において活用を促すとともに、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより地域住民に対する普及啓発を図り、発達障がい児（者）に関する理解の促進に努める。

- イ 発達障がい児（者）に対する取組を積極的に進めるため、障害者支援施設等の関係施設の職員、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童発達支援センター等の専門機関等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに県及び市町村の障害福祉を担当する職員等を対象に研修を実施する。

## 6 職員の配置等

### (1) 職員の配置

この事業を行うに当たっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、次の事業を担当する職員を常勤として配置するものとする。

また、「管理責任者」は、センターの運営に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができるものとする。

なお、センターを障害児入所施設等に附置する場合には、センターの管理責任者及び事業を担当する職員は、センターを附置した障害児入所施設等の入所児・者に対する支援業務は行わないものとする。

ア 相談支援を担当する職員

社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障がい児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と知事が認める者

イ 発達支援を担当する職員

発達障がい児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と知事が認める者

ウ 就労支援を担当する職員

発達障がい児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と知事が認める者

### (2) 職員の責務

- ア センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障がい児（者）及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障がい児（者）及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- イ センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障がい児（者）及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ウ 職員は、センターの果たすべき役割の重要性を考慮し、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

## 7 センターの設備

センターには、次の設備を設けるものとする。

ただし、センターを障害児入所施設等に附置する場合には、附置した障害児入所施設等と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。

なお、相談室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

- ア 相談室等
- イ 事務室
- ウ 便所
- エ その他必要な設備

## 8 事業の周知

県及びセンターは、熊本市の区域を除く県内の発達障がい児（者）及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。

## 9 関係施設及び関係機関との連携

- (1) 発達障がい児（者）に対し、福祉、保健、医療、教育及び就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、障害者支援施設等の関係施設や児童相談所等の関係機関との密接な連携を図ることとする。
- (2) 発達障がい児（者）に対する総合的なサービスの在り方を検討するため、こども総合療育センター、教育委員会等の教育関係機関及び団体並びに県保健所、医療機関、熊本県自閉症協会等の福祉関係団体、県福祉事務所等の福祉行政機関、県内の知的障害児者関係福祉施設、県内の公共職業安定所等就労関係機関、熊本市発達障がい者支援センター、児童発達支援センター等などから構成する連絡協議会を定期的に開催するものとする。
- (3) 県及びセンターは、障害者支援施設等の関係施設及び児童相談所等の関係機関や児童発達支援センター等との連絡体制の確保に努めるものとし、関係施設及び関係機関が、必要に応じて相互に助言や協力が行えるよう配慮するものとする。

## 10 苦情解決等

- (1) センターは、その提供した相談支援等に関する発達障がい児（者）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) センターは、その提供した相談支援等に関し、県が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は県の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障がい児（者）及びその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(3) 相談支援等の実施に当たっては、本人や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮するものとする。

#### 11 費用の支弁

センターの行う事業に要する費用は、県が支弁するものとする。

ただし、5(4)イの研修に係る費用については、研修を要請した機関の負担とすることができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年3月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年5月15日から施行し、平成25年5月15日から適用する。

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。